

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合

310-0853
水戸市平須町1-93

Tel 029-305-3075
fax 029-305-3317
e-mail iba-kou@mito.ne.jp

2017年4月から私たちの給与はどうか？

1. 改善されること

2016年の秋の地公労交渉の結果、2017年4月から以下の点で私たちの給与は改善されます。

①地域手当が全県一律6%支給になります。

②ボーナスが年間4.2月から4.3月(夏は2.075月、冬は2.225月)に引き上げられます。

③教職員も含め、県職員全ての初任給が2号引き上げられます。教諭の場合、初任給が2級5号となります。

また、在職者調整で、採用10年目までの教員は号級が4号+2号で6号引き上げられます。

④2014年の給与制度の総合的見直しの現給保障は2018年3月まで継続されます。

2. 教員評価が給与反映

「地方公務員法」の「改正」を受けて、2017年4月から教員

評価の給与反映が始まります。給与反映は、「評価の低い教職員の賃金を削って、評価の高い教職員の賃金を増額する」ものではありません。

組合は地公労交渉の中で、給与反映が始まっても昇給制度がこれまでとあまり変わらないように運用されることを要求してきました。

茨城県の教員の場合、15年、20年目の特別昇給を財源にして、それを評価の高い教員(「極めて良好」4号+2号=+6号、「特に良好」4号+1号=+5号)



に振り分けるというものです。

組合としては、15年、20年目の教員を評価して削減分を回復するよう求めています。

3. 標準と評価されて4号昇給

16年度の教員評価で多くの教職員は「標準」と評価されます。

「標準」と評価されれば、4月から4号昇給します。4号昇給はこれまでと全く変わりません。昇給は年1回4月に行われます。

しかし、自分自身が16年度に「2級***号」だったのかを把握していないと「標準」と評価されたのか、「極めて良好」「特に良好」と評価されたのが全く分かりません。

2016年3月の給与明細書を保管して、4月の昇給通知書や給料明細書を見て確認する必要があります。

4. 55歳を超えると昇給停止

ただし、2017年4月から55歳を超える教職員は昇給停止にな

ります。

結果、55歳を超える教職員は4月になっても2016年度の号数と同じです。変化しないといっても、「不良」などの低い評価がついた結果ではありません。

5. 「不良」「特に不良」の場合

制度的には「不良」「特に不良」の評価はあるものの、教育委員会は「不良」(4号-2号=+2号)、「特に不良」(4号-4号=0号)の評価は必ず出さなければならぬものではない。

「不良」「特に不良」はゼロであってもよいと考えていると回答しています。

17年4月からの昇給が+4ではなく、+2や0となっている教職員はいないはずですが。

しかし、悪意に満ちた無理解な校長の場合、「不良」「特に不良」の評価をすることが全くないとは言えません。

しかし、これも16年度に自分が「2級***号」だったのかを把握していないと減らされたことも分からなくなってしまいます。

もし、「不良」「特に不良」に評価されたことが分かった場合は、即刻組合本部に連絡してください。

知らないで損

2月14日に教職員互助会の理事会があり、17年度の予算案が提案されました。

①「配偶者人間ドック補給金」は、16年度の受診希望者が多かったことから、計画人数を50名増やし、500名となります。配偶者が教職員でない場合、「配偶者人間ドック補給金」の対象になります。

②前年度利用者が多かった東京ディズニーリゾート利用補助の定員は800名増えます。「福祉厚生事業」は、観劇、ゴルフ大会、スポーツ観戦、東京ディズニーリゾート利用補助事業、茨城空港利用リフレッシュ助成等が対象になっています。

③「眼鏡等補助金」は、給付件数の減が見込まれることから、前年度と比較して102万円減になりますが、「眼鏡等補助金」は互助会員の教職員が眼鏡を購入した時、5,000円(3年に1回)補助されます。

こうした互助会の補助金の申請は各学校の事務室で行っています。なお、教職員互助会には、ほとんどの教職員が加入していますから、活用しないと損です。

執行委員長挨拶

石塚 健一

これって変だよ ～入学式・卒業式に議員の挨拶～

引き続き茨城県高等学校教職員組合の執行委員長を務めることになりました石塚です。今年度もよろしくお願いたします。

3月28日、茨城県地方公務員労働組合共闘会議（地公労）の三役として、人事委員会委員長と茨城県知事宛てに春闘要求書を提出してきました。

昨年度、地公労4団体（茨高教組・茨教組・県職連合・自治労）として粘り強く交渉した結果、地域手当の6%支給や、全国初となる長期不妊治療休暇制度の運用などの成果を達成することができました。

今年度の要求としては、賃上げによる処遇改善として、地域手当の全県一律10%支給や一時金の一律6ヶ月支給、ワーク・ライフ・バランス確保のため、時間外労働の縮減などを要求項目として提出しました。諸要求実現に向けて、今年度も取り組んでまいります。

毎年6月と10月に実施されている超過勤務実態調査の結果から、月100時間を超えて勤務している実態が示されています。

また、昨年度から実施されたストレスチェックでも高ストレスと判定された教職員が1割近くいることもわかりました。早急に対策を講ずる必要があると考えています。

労働基準法遵守などの本来のコンプライアンスに則り、快適で働きやすい職場環境づくりを進めるのはもちろん、教職員一人ひとりが充実した生活を送れるよう、私たち一人ひとりの意識改革も必要なのではないでしょうか？

職場全体で超過勤務を解消する雰囲気づくりが必要です。組合では、超過勤務改善のための「働き方アンケート」を実施します。ご意見をお寄せ下さい。



昨年2016年7月の参議院選挙から18才選挙権が具体化しました。

しかし、一方で全国的には、「政治的中立性」を理由にした教職員の管理強化が生まれましました。

そうした中で、主権者教育を進めるに当たって自己の政治的信条は表明すべきではないという自己規制が生まれてしまいました。

しかし、「政治的中立性」を理由にした教職員の管理強化は、憲法に保障された主権者の権利や主権者教育そのものを歪めることにしかありません。

ところで、茨城県では入学式や卒業式に県議会議員などが来賓として参加して式典の中で挨拶をする学校が少なくありません。「政治的中立性」を問題にするなら、こうした現状こそ改善すべきです。

今年の卒業式でも、ある県立高校に来校した県議は「自分が県立高校を指導監督している」と卒業生に対する祝辞とは何

の関係もない話を生徒と保護者に話しています。

こうした実態を改善するため教育委員会や学校現場の具体的な検討が必要になっています。

県議などに来賓祝辞を依頼することをやめるのが一番です。実際に、主権者教育に反するという理由で県議などの来賓挨拶をやめたという学校もあります。

しかし、やめられないという場合でも、全ての会派の議員に招待状を出して、来校した議員には挨拶ではなく、「来賓紹介」を行って「政治的中立性や平等性」を確保すべきです。

組合では、教育委員会との懇談交渉に取り組み、具体的改善を要求していきます。

ご存じですか？

意外と知られていないのが「ろうきん」（中央労働金庫）は労働者の金融機関で、労働者にとってはお得な金融機関だということです。

給料の銀行振込が当たり前の現代では、給与振込銀行のカードを使って毎日の生活をされている方がほとんどです。

コンビニで24時間ATMが使えるようになって、カードでお金

を引き落として生活するというのが現代の教職員の日常です。

ところで、〈中央ろうきん〉カードなら、銀行・ゆうちょ銀行・コンビニなどのATM引き出し手数料がキャッシュバックされて、結果的に手数料は無料になります。

しかし、その他の銀行ではATM引き出し手数料が、カード使用時に引き落とされます。ポイントがあれば、4回まで無料というようなサービスになっているところでも条件をクリアしなければ手数料が引き落とされます。また、深夜や土日などは手数料が原則的には引き落とされています。

ところで、以前は給与振込銀行口座を変更するのは、年1回でした。しかし、給与事務のシステムが変更された数年前からいつでも変更できるようになりました。

学校の事務室に確認したところ、変更はいつでもできるが、手続きのため月の初めまでに申請してほしいということでした。

給与振り込み銀行口座の変更を希望する場合は各学校の事務室でご確認ください。

とりあえず、給与振込口座を中央ろうきんに変更することはおすすめです。